

第30回総会 令和4年11月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、11月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 また、相続届出11件、使用貸借合意解約6件、賃貸借合意解約2件が提出されていますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和4年度第30回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員15名 推進委員14名、合計29名の出席があります。本日の議案件数ではありますが、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6番 ○○委員、28番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第166号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第166号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1～2ページの通り申請件数は3件であります。

1番を説明します。受人：南方の○○、渡人：鹿野田の○○、○○、申請地：大字鹿野田字○○番外1筆、登記・現況ともに畑、面積482㎡、申請事由：植林用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、クヌギ約150本の植林となっています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

13番 今回は29番 ○○委員 と私（13番 ○○委員）が会長の命を受けまして、11月21日午前9時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、清係長同行のもと、農地法第5条3件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

29 番 1 番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇より北西に約 300m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが〇〇、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、クヌギを植林するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は山林、南側は山林、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用する土地の周辺関係者等の同意も得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番外 4 筆、登記・現況ともに畑、面積 3,538 m<sup>2</sup>、申請事由：土砂等採取用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は：土砂採取を目的とする一時転用申請です。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 2 番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落です。〇〇から北西に約 300m

程行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。

申請人の〇〇が、〇〇さんから3年間借受け、表土30cm下の、2mを土砂採取するために申請されたもので、一時転用となります。又採取終了後は、表土を埋戻し、農地に復元します。周囲は、東側は宅地、西側は道路を挟んで山林、南側は道路を挟んで農地、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、北側と南側に50cmの溝を掘り、又東側から西側へ傾斜を造り、西側に縦横4m、深さ1mのため池を掘り、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者へも同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。又埋蔵文化包蔵地外であるため、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 2番につきましては、差し替えの資料をご参照してください。先ほど委員も説明されましたが、工事計画説明図によりますと基本的には、現状の高さから約2mの砂利を3年間かけて採取するものであります。この工事で、東側と北側につきまして、土砂を採取することで、申請地が低くなることとなります。工事計画では、搬出する土砂の量は6,600 m<sup>3</sup>、土砂代金〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

28 番 事務局の説明では、工事期間は3年間と言われましたが、3年で終了できない場合等延長とならないように誓約をもらったらどうですか。

事務局 一時転用は、その期間を概ね3年間としています。今回の申請も、業者と地権者で3年間の使用貸借権の契約が結ばれること等から、農業委員会としても、転用許可時及び3年を越えそうな場合には、再度転用申請を行うよう指導を行いたいと思います。

議 長 他にありませんか。

- 8 番 この申請地に通じる道はどの方向からでも細く、大型で進入して大丈夫ですか。
- 13 番 実施業者によりますと、10 t 等の大型ではなく、4t 程の小型で砂利を少しずつ搬出していく計画と聞いております。
- 18 番 砂利を取った後、30 cm程の土を埋戻すとのことですが、復元後に農地として利用できるか確認するのですか。

事務局 3年間の一時転用となりますので、3年後は、地元農業委員等関係者による現地確認を行いたいと思います。

- 22 番 持ち出した土の代わりに土等埋戻しは実施するのですか、地盤が低くなれば、排水の問題もありますので状況は確認するのでしょうか。

- 13 番 申請地は、西側、南側は道路から 2m 程で、表土を入れて埋戻し、浮かせることで浸透しやすい状態にすると聞いています。

- 22 番 重機を入れて掘り、バラスのいい層を取ってしまうと排水は悪くなります。埋戻しの方法次第で排水問題が起こらないか懸念しているところです。

- 23 番 砂利採取により、排水が悪くなる事例は過去にもあり、農地の価格が下がることもありしますので、研究をしていただきたいと思います。

- 18 番 一時転用終了後、確実に元の農地として復元することを条件付けすることはできませんか。(その他、近隣者の同意を得てほしい。道路の破損等対策してほしい。道路に鉄板を敷設してほしい。工事の進捗状況の報告をしてほしい。工事終了後の排水状況なども確認してほしい等の多数意見あり。)

事務局 皆さまの御意見等を踏まえ、条件の付与や進捗状況の確認など委員の皆さまのご協力を得ながら、ご指摘の課題について対応していきたいと思います。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：静岡県の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記：畑、現況：雑種地、面積406㎡、申請事由：進入路及び山林用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は、ゴミ集積所、集積車回転場及び椎茸ほだ場進入路であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

29 番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇から西に約400m行った所の農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、ゴミ集積所、回転所、シイタケ原木置場、進入路などを設置するために申請されたものです。この申請は、4、5年前諸事情により、世帯から出るゴミ集積所を早急に設置する必要があるため、土地の持ち主である〇〇氏の承諾を得て、現在の位置にゴミ集積所を設置していたもので、違反転用を是正するための申請です。始末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は〇〇、西側は山、南側は山林、南側は市道、北側は雑種地となっています。雨水は、自然浸透と申請地の東側排水路により処理します。転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、既に5年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 167 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 167 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3  
ページの通り、申請件数は 3 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに  
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を  
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が  
当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認  
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項  
等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方字  
〇〇番 16、登記・現況ともに畑、面積 577 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転で  
す。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 1 番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、を渡り、300m 程行った所の

農地です。渡人の〇〇さんから、受人は親戚の〇〇さんへ贈与による所有権移転です。〇〇さんは、〇〇で、早期水稻等を作付けしており、農機具は、トラクター、田植機等を所有しています。今後は、この農地を耕作放棄地にならないよう管理していくそうです。農地法第3条の50aの要件も満たしています。許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1外1筆、登記・現況ともに田、面積1,138 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 2番を説明します。今回の申請は、〇〇地区に住む〇〇さんから、〇〇地区に住む〇〇さんへの売買による所有権移転です。申請地の場所については、お手元の地図を参照してください。〇〇から東へ100m程進んだ所の農地となります。受人は、水稻やハウス園芸を営んでいます。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農業に必要なものは一式揃っています。周辺へ作物の影響もなく、農地法第3条に

よる 50a 以上の作付けにも問題ないことから許可相当と判断しました。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 3 番の説明をお願いします。

局 長 3 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,722 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

医務局 地元委員欠席のため、事務局より 3 番を説明します。渡人は、三納に住む〇〇さん

で、受人は南方に住む〇〇さんへの所有権移転の売買となります。農地の場所につい

ては、お手元の地図をご覧ください。三納の〇〇集落から北に約 200m 進んだ所の農地

となります。受人は、米、果樹を作付けしており、今回の申請地には、柿を作付けする

予定です。農機具に関しましては、トラクター、耕運機、軽トラック等農業に必要な

ものは一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、農地法第 3 条による 50a 以

上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さんのご審議

をよろしく願います。また、農地の売買価格は 10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 168 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 168 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。先ず、議案書 4～6 ページの所有権移転分 5 件を説明させていただきます。

1 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 6,004 m<sup>2</sup>です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,846 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,009 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 6,610 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,004 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告について

は、令和4年12月5日を予定しております。

議長 1番から5番までの説明がありましたが、申請番号3番は、13番 ○○委員が受人となる事案でありますので、3番を除く4件の議案について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 それでは、申請番号3番の審議を行います。農業委員会法第31条の規定により○○委員の議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり、○○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議長 それでは、説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。○○委員は席にお戻り下さい。

議長 議案第168号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 168 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 7～20 ページの通り 26 件であります。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 4 外 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 1,047 m<sup>2</sup>、令和 4 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：上三財の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,443 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

3 番 受人：右松 2 丁目の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 994 m<sup>2</sup>、令和 4 年 12 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

4 番 受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 1 外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,866 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

5 番 受人：妻町の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 3 外 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 2,936 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 3 年間の使用貸借権の再設定です。

6 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,782 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 4 年間の貸借権の再設定です。

7 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 外 4 筆、登記・現況ともに田、面積 3,808 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 4 年間の貸借権の再設定です。

8 番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,439 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 4 年間の貸借権の再設定で

す。

9番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積1,624 m<sup>2</sup>、令和5年1月から5年間の賃貸借権の再設定です。

10番 受人：三宅の〇〇、渡人：東京都の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他6筆、登記・現況ともに田、面積7,520 m<sup>2</sup>、令和5年1月から5年間の賃貸借権の再設定です。

11番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,760 m<sup>2</sup>、令和5年1月から5年間の賃貸借権の再設定です。

12番 受人：三納の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積4,607 m<sup>2</sup>、令和5年1月から7年間の賃貸借権の再設定です。

13番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積1,006 m<sup>2</sup>、令和4年12月から10年間の賃貸借権の再設定です。

14番 受人：藤田の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番1外6筆、登記・現況ともに田、面積7,749 m<sup>2</sup>、令和5年1月から5年間の賃貸借権の再設定です。

15番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：三重県の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積5,604 m<sup>2</sup>、令和5年1月から5年間の賃貸借権の再設定です。

16番 受人：穂北の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番外1筆、登記・現況ともに畑、面積9,440 m<sup>2</sup>、令和5年1月から1年間の賃貸借権の再設定です。

17番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番2、登記・

現況ともに田、面積 764 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

18 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 713 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

19 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 990 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

20 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,561 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

21 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,806 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

22 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,538 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

23 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,038 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

24 番 受人：岡富の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 378 m<sup>2</sup>、令和 5 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

25 番 受人：新町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番外 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,109 m<sup>2</sup>、令和 4 年 12 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

26 番 受人：新町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 外 3 筆、登記・現況とも田、面積 3,303 m<sup>2</sup>、令和 4 年 12 月から 3 年間の賃貸借権の再設定で

す。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしていません。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年12月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番～26番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第169号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第169号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書21～35ページ22件と追加申請1件がなされ合計23件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,522㎡、令和5年1月から7年9ヶ月間の使用貸借件の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作ま

たは養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年12月5日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありましたが、追加を含め1番から23番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 時 分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

28 番 \_\_\_\_\_